

日本赤十字社滋賀県支部有功会規程

(会の名称)

第1条 本会は、日本赤十字社滋賀県支部有功会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、日本赤十字社滋賀県支部事務局（大津市京町4丁目3番38号）に置く。

(組織)

第3条 本会は、日本赤十字社滋賀県支部に多額の活動資金を拠出し、有功章を受章された者又は法人の代表をもって組織する。

(入会及び退会)

第4条 前条に該当する者は、入会の申し込みによって会員となる。

2 会員は、何時でも本会を退会することができる。

3 会員は次に掲げる事由によってその資格を失う。

(1) 死亡（法人・団体にあつては解散）。

(2) 会費を特別な理由なく3年以上滞納したとき。

(会の目的)

第5条 本会の目的は次のとおりとする。

(1) 会員の協力によって、赤十字思想の普及、重要業務の進展等赤十字の人道的使命を支援し、もって人類福祉に寄与する。

(2) 会員の健康の保持に努め、相互の親睦を図る。

(会の事業)

第6条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 毎年1回総会を開催する。必要ある場合は臨時総会を開くことができる。

(2) 会員は日本赤十字社滋賀県支部から適時重要業務の現況報告を受ける。

(3) 会員は赤十字思想の普及と社業の振興に積極的に協力する。

(4) 会員は新規会員（法人を含む）の勧奨に努め、会員の増加を図る。

(5) 会員の福祉増進を図る。

(6) 会員相互の親睦を図るため、講演会、交歓会、親睦旅行等を行う。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長3名以内

(3) 理事若干名

(4) 監事2名

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して、会務を掌理し、会長事故のあるときはその任務を代行する。
- 3 理事は、会長の諮問にこたえ、または意見を述べるとともに、会の運営に参画し、会務の推進にあたる。
- 4 監事は会計を監査する。

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において会員中より選任する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

(事業報告書および決算)

第11条 会長は、毎年度終了後、事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(総会)

第12条 総会の招集は会長が行い、議長は総会において出席者の中から選出する。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 役員を選出すること
- (2) 予算、決算に関すること
- (3) 規程に関すること
- (4) 事業計画に関すること
- (5) その他重要な事項

3 前項の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(名誉会長・顧問)

第13条 本会に名誉会長、顧問を置くことができる。

2. 名誉会長、顧問は、役員会の推薦によって会長がこれを委嘱し、重要な事項について会長の諮問にこたえる。

(幹事・書記)

第14条 本会に幹事1名、書記2名(会計1名を含む)を置く。

2. 幹事は、本会の庶務をつかさどるものとし、日本赤十字社滋賀県支部事務局長をもって、これにあてる。
3. 書記は幹事の命を受けて本会の事務を処理するものとし、日本赤十字社滋賀県支部事務職員をもってこれにあてる。

(会の経費)

第15条 本会の経費は、会員の拠出する会費、及び寄付金をもってこれにあてる。

2 会員の拠出する会費は、年3,000円とする。

(事業の年度)

第16条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(設立年月日)

第17条 本会の設立年月日は昭和48年10月1日とする。

附則

1 本会の規程は、昭和48年10月1日から施行する。

2 この改正規程は、平成7年5月18日から施行する。

3 この改正規程は、平成9年4月23日から施行する。

4 この改正規定は、平成19年6月26日から施行する。

5 この改正規定は、令和3年4月5日から施行する。